

「自然アクティビティの新たなリスク・マネジメント最終報告書」における  
催行判断について

協議会の最終会議（3月27日）以降、北海道新聞の報道において「最終報告（案）」の内容について「ツアー可否を斜里町判断」という見出しが掲載（4月10日付朝刊）され、その後も「荒天時ツアー中止要請 斜里町主体に事務局（4月19日付朝刊）」などの報道がなされました。

このような「催行判断」にかかる報道は、最終報告書の内容とも異なり、あたかも「行政（町）」がツアーを規制するかのような誤解を招くものであり、多くの事業者の活動に支障をきたす恐れのあるものとして非常に遺憾であり、斜里町長から繰り返し抗議を行ったところです。

については「最終報告書」における催行の可否判断について、これまでのアクティビティリスク管理体制検討協議会の議論を踏まえて、あらためてお知らせします。

- 1 「知床自然アクティビティリスクマネジメント事務局」（以下、「A-risk 事務局」）は、アクティビティの横断的な体制を構築し、支援を継続・強化するとともに、情報発信窓口の一本化、重大事案発生時の地域代表機能の整備を進めることを目的とします。
- 2 A-risk 事務局は、行政、観光協会等の団体の連携による組織を予定しています。現在、最終報告に基づき、組織化に向けた準備を進めています。
- 3 「A-risk 指定団体」については、独自の判断基準の設定を強く推奨します。その上で、A-risk 事務局と共有の上、「地域」の基準とするものです。
- 4 A-risk 事務局は、「地域」としての「条件の提示」や「情報発信」を行い、事業者に対し上意下達的な介入を行うものではありません。

令和6年5月2日  
斜里町長 山内 浩彰

<参考>最終報告書（P18）抜粋

自然アクティビティに関する地域としての催行判断を次の通り行う。ただし、双方の合意の下、一定のリスクが存在する中で提供される自然アクティビティのプログラムについてはこれを妨げるものではない。特に「付加的リスクⅡ. 消費者の管理・状況によって生じるリスク」については、事業者の関与とリスクコミュニケーションによってその低減が図られている側面があり、こうした機会を排除することはむしろリスクの増大につながり兼ねないと判断したためである。また、そもそも仮に一定のリスクが認められる状況であったとしても、現状ではプログラムの催行や特定のエリアへの立入を管理・規制する法的根拠がない場合が多く、自由な経済活動を促すという点からもこうした管理・規制は最低限のものとすることが望ましい。